

医政発第0330011号  
平成21年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

周産期医療対策事業等の実施について

標記については、別添「周産期医療対策事業等実施要綱」により行い、平成21年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」は廃止する。

また、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

## 周産期医療対策事業等実施要綱

### 第1 周産期医療対策事業

#### 1 目的

本事業は、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営事業の実施主体は、都道府県又は都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする。

#### 3 事業内容

##### (1) 周産期医療協議会の設置

ア 都道府県は、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する周産期医療協議会を設置するものとする。

イ 周産期医療協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

(ア) 地域の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び搬送体制）の整備に関する事項

(イ) 周産期医療情報システムに関する事項

(ウ) 周産期医療関係者の研修に関する事項

(エ) 周産期医療体制整備についての調査に関する事項

(オ) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

なお、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの整備基準については、次の「4 周産期医療体制整備に係る基本方針」に規定する指針（以下「整備指針」という。）においてこれを定める。

##### (2) 周産期医療情報ネットワーク事業

ア 都道府県は、周産期医療の運営に必要な情報の収集を行い、地域周産期医療システムの効果的な推進を図る。また、総合周産期母子医療センター

等に、周産期医療情報センターを設置し、地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所（以下「地域周産期医療関連施設」という。）等に対する情報提供、相談等を行うものとする。

イ 情報の収集

(7) 収集する情報の種類

- a 診療科別医師の存否、勤務体制、手術及び処置の可否、重症例や産科以外の母体救急患者の受入れ可否、搬送に同行する医師の存否（迎え搬送の可否）
- b 病床の空床状況
- c 産科医療、新生児医療に関する各種項目
- d その他整備指針に定めるセンターとして必要な情報

(イ) 情報収集の方法

- a コンピューター等による収集
- b 電話、FAX等による収集

(ウ) 地域周産期医療関連施設等からの問い合わせに対して医療技術並びに適切な受入施設の選定、確認及び回答等の情報提供、相談を行う。

(3) 周産期医療関係者研修事業

ア 都道府県は、地域周産期母子医療センター及び地域周産期医療関連施設等の医師、助産師、看護師及び准看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基本的知識、技術を習得させるための研修を行うものとする。

イ 研修の内容は以下のとおりとする。

(7) 新生児蘇生処置、母体救急処置等、周産期医療に関する基本技術に関する事項

(イ) 最新の周産期医療技術

(ウ) その他整備指針に定める周産期医療に関する必要事項

(4) 周産期医療調査・研究事業

ア 都道府県は、周産期医療システムの確立のために必要な事項について調査研究を行うものとする。

イ 調査・研究事項は以下のとおりとする。

(7) 周産期搬送体制（ドクターカーの利用状況を含む。）の現状と地域の特殊性を考慮した搬送方法の確立

(イ) 周産期情報ネットワークの効果的活用方法及び救急医療情報センターや消防機関との連携方法

(ウ) その他整備指針に定める周産期医療に関する必要事項

(5) NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）、NICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）等に長期入院し

ている児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU入院児支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」という。）を配置する。

イ 支援コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 必須の業務

NICU、GCU等の長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整、在宅等への移行にあたり、家族に対する理解を促すとともに、医療的・福祉的環境の整備を行う。

(イ) 支援コーディネーターは、必要に応じ、移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携を行う。

(6) 搬送コーディネーター事業

ア 都道府県は、医療機関相互の連携を強化するため、受入妊婦・新生児の病状に応じた専門病院等の搬送先を調整・確保するため「搬送コーディネーター」を総合周産期母子医療センターや情報センター等に配置する。

イ 搬送コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(ア) 必須の業務

妊婦・新生児の病状に応じ、必要な診療機能を有する専門病院等の搬送先との連携・調整を行うこと。また、そのために必要な地域の周産期母子医療センター等の応需状況等に関する情報収集や更新を行うこと。

なお、都道府県内医療機関での受入が困難な妊婦・新生児の搬送については、予め関係都道府県間より定められた搬送ルールに基づき、搬送照会を行うこと。

(イ) 搬送コーディネーターは、日頃より同一都道府県内の関係医療機関及び医師と意思の疎通を図りやすい体制を築いておくように努めること。また、県境を越える搬送が多い地域においては、隣接県の関係医療機関との情報共有など連携体制の構築に努めること。

(7) 搬送受入促進事業

妊婦・新生児の受入を促進をするため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいて、開業医等の協力を得て、夜間、休日等に近隣の医師等が勤務し、妊婦・新生児の受入の促進を図る。

4 周産期医療体制整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療体制の整備に当たっては、整備指針に基づき、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で行うものとする。

## 第2 小児医療施設整備事業

### 1 目的

この事業は、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、地域における小児医療水準の向上に資することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

### 3 整備基準

#### (1) 施設

小児医療施設として診療棟、小児専用病棟、NICU等必要な部門を設けるものとする。

#### (2) 設備

ア 小児医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。

イ NICUを設置する場合には、同室について24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を配置するほか、次の設備を整えるものとする。

(ア) 新生児用呼吸循環監視装置

(イ) 新生児用人工換気装置

(ウ) 保育器

(エ) その他新生児集中治療に必要な設備

#### (3) 小児総合病院

ア 小児専用病棟の病床数は、おおむね100床以上とすること。

イ 小児科、小児外科又は外科のほか、小児の総合的な診療に必要な診療科を設置するとともに次の設備等を原則として備えるものとする。

(ア) プレイルーム、学習室及び家族の控え室の設置。

(イ) 病棟への保育士の配置。

ウ 上記のほか、病室について1人当たりの十分な面積を確保するなど児童の療養環境の整備に努めること。

## 第3 周産期医療施設整備事業

### 1 目的

この事業は、妊婦のうち特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室（以下「MF

ICU」という。)を整備することにより、専門的な周産期医療体制の整備を図ることを目的とする。

## 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

## 3 運営方針

- (1) 周産期医療施設は、産科医療施設等からの転送患者を受け入れるものとする。
- (2) 周産期医療施設は、原則としてNICUを併設するものとする。

## 4 整備基準

- (1) 周産期医療施設は、切迫早産、前期破水等母体疾患又は胎児疾患等により搬送された母体、胎児の集中治療を行うために必要な診療機能とともに、収容のための病床を有するものとする。
- (2) 周産期医療施設は、24時間診療体制を確保し、MFICUを運営するために必要な職員を配置するものとする。

### (3) 施設及び設備

#### ア 施設

周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(MFICUを含む。)を設けるものとする。

#### イ 設備

- (ア) 周産期医療施設として必要な医療機器等を整えるものとする。
- (イ) MFICUには、次の設備を整えるものとする。
  - a 分娩監視装置
  - b 呼吸循環監視装置
  - c 超音波診断装置
  - d その他母体・胎児集中治療に必要な設備
- (ウ) 医師の管理のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸装置等の医療器械を搭載したドクターカーを、整備することができるものとする。